

# 石綿健康診断

石綿作業従事者に対する健康診断を義務づける石綿障害予防規則が制定され、

- ①石綿などの取扱いまたは試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者
- ②石綿などの製造または取扱いに伴い、石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事したことのある在籍労働者が健康診断の対象となります。

健康診断は、雇入れ時、当該業務への配置替え時、及び定期(6ヶ月以内ごとに1回)に行います。

1. 石綿などの製造または取扱い業務(直接業務)に従事していた労働者
2. 石綿の粉じんを発散する作業場における直接業務以外の業務(周辺業務)に常時従事し、または従事していた労働者
3. ブレーキ、クラッチなどの機器などの整備、交換などの業務(対象業務となる場合がある)
4. 石綿障害防止規則第15条の規定により関係者以外の立入禁止の措置を講ずるべき作業場において常時作業に従事し、または従事していた労働者
5. 石綿製品が用いられている建物や施設、船舶や車両などの補修や解体の作業

石綿はじん肺健康診断の対象であるとともに特定化学物質として扱われていたために、特定化学物質障害予防規則に準じて、6ヶ月ごとの健康診断になっています。

## ■ 一次健康診断

- 業務の経歴の調査
- 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛などの自覚症状または他覚症状の既往歴の有無の検査
- せき、たん、息切れ、胸痛などの自覚症状または他覚症状の有無の検査
- 胸部のX線直接撮影による検査

## ■ 二次健康診断

- 作業条件の調査
- 胸部のX線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なX線撮影による検査  
(胸部らせんCT検査)、喀痰の細胞診または気管支鏡検査